

募 集 要 領

令和6年4月

陸上自衛隊新発田駐屯地業務隊

募 集 要 領

1 概 要

令和6年度陸上自衛隊新発田駐屯地夏まつりにおいて来場者等の利便性を確保するため、野販売店の設置及び経営を行う業者を次の諸条件により募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

3 設置する施設の名称及び所在地

陸上自衛隊新発田駐屯地 新潟県新発田市大手町6丁目4番16号

4 設置条件

- (1) 設置及び撤収方法
 - ア 国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。
 - イ 販売用テント、キッチンカー等を自身で準備し、示された日時までに設置及び撤収すること。
- (2) 募集業種
 - ア 飲料・食品販売
 - イ 物品販売（自衛隊グッズ・雑貨等）

- (3) 販売禁止品目
生もの、海鮮品
- (4) 使用面積
1区画 24㎡ (6m×4m)
- (5) 夏まつり実施予定日
令和6年8月上旬のうち1日間
なお、実施予定日の変更及び決定した際は、応募業者へ速やかに連絡する。
- (6) その他
 - ア 細部については、仕様書のとおり
 - イ 感染症法上の指定感染症拡大、災害派遣等により、開催が中止または日程及び開催要領の変更（販売品目の制限など）が発生する場合があります。この場合、駐屯地による補償は行いかねます。

5 応募手続等

- (1) 申請書等の提出
応募する者は、次に掲げる応募書類を提出期限までに提出すること。
なお、提出された書類は返却しない。
 - ア 応募書類
 - (ア) 申請書 1部
別紙第1のとおり。
 - (イ) 企画提案書 1部
別紙第2のとおり。
 - (ウ) 主な販売予定商品及び販売価格表 1部
別紙第3のとおり。
 - (エ) 調理販売計画・販売計画 1部
別紙第4、別紙第5のとおり。
※ 調理食品の販売を行う者は「調理販売計画」を、調理食品の販売及び既製食品の販売を行うものは「調理販売計画」及び「販売計画」を、物品の販売を行う者は「販売計画」を提出
 - (オ) その他関係書類 各1部
公募に参加する者に必要な資格を確認するため、a から j の関係書類を併せて提出すること。（関係書類の不備または参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。）
 - a 業務確約書（仕様書等に定める業務の適正な履行を確約するもの）
別紙第6のとおり。
 - b 戸籍抄本（法人である業者にあつては、登記簿謄本）
発行後3か月以内のもの。
 - c 営業経歴書（任意様式）

- d 財務諸表（直近のもの）
- e 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書
発行後3か月以内のもの。
- f 会社概要
別紙第7のとおり。
- g 印鑑証明書
発行後3か月以内のもの。
- h 都道府県知事の発行した営業許可書の写し（該当する場合のみ）
- i 誓約書
別紙第8のとおり。
- j 役員名簿
別紙第9のとおり。

注：防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しをb、c、d及びeに定める書類に代えることができる。

イ 提出先

陸上自衛隊新発田駐屯地業務隊厚生科 担当：笹川
新潟県新発田市大手町6丁目4番16号
電話：0254-22-3151（内線342）
FAX：0254-22-3151（内線546）

ウ 提出期限

令和6年5月13日（月）午後4時まで（必着）

(2) 応募者の失格

アからカのいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ 過去（又は現在）、防衛省（防衛省共済組合を含む。）に支払う国有財産使用料（共済組合の場合は管理手数料等）及び光熱水料を滞納したことがある（している）場合

カ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

原則として、提出後の書類変更（修正、差し替え、削除、追加）は禁止する。

6 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考により総合的審査の上、決定権者の承認を得て決定する。

7 決定通知

令和6年5月中旬頃、応募業者に可否を電話連絡する。

なお、決定業者に辞退等が生じた場合、次候補業者に連絡する場合がある。

8 業者決定後の提出書類

(1) 提出書類

提出書類等の細部は別途指示する。

(2) 提出期限

別途指示する。

(3) その他

各種行事において、それぞれ国有財産使用許可申請の代表者を新発田駐屯地で選出し、代表者が一括して申請手続き実施する。なお、他決定業者から代表者に申請手続きを委任するため委任状を提出させる。

9 その他

国有財産使用許可後、自己都合により出店の取消しを行う場合は、国有財産使用料の納入が必要となる。

10 問合わせ先

陸上自衛隊新発田駐屯地業務隊厚生科 担当：笹川

新潟県新発田市大手町6丁目4番16号

電話：0254-22-3151（内線342）

FAX：0254-22-3151（内線546）

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
新発田駐屯地業務隊長 殿

本社(店)所在地
商号又は名称
代表者の氏名 印

法人・個人の別 法人 ・ 個人
担当者氏名：
電 話：
F A X：

令和6年度陸上自衛隊新発田駐屯地夏まつりにおいて、野外交店の設置及び経営を行うことについて、希望するので申請します。

1 設置業種

- (1) 飲料・食品販売
(2) 物品販売

※どちらかに「✓」を付すこと。

2 主な販売品目

--

注：申請印は登録印を使用すること。

企 画 提 案 書

業者名 _____

1 業 種 :
2 主な販売予定商品及び販売価格表 (別紙第3のとおり)
3 販売商品のアピールポイント等
4 衛生管理 (食品類を販売する業者のみ)
5 従業員管理 (健康管理等)
6 クレーム・要望等があった場合又は事故・トラブルが発生した場合の対処方法
7 その他参考となる事項 (主な取引先等)

業者名 _____

調理販売計画

調理販売品目	提供予定 数 量	原材料の仕入れ状況		
		原材料名	仕入先	仕入日時

業者名 _____

販 売 計 画

販売品目	販売予定 数 量	仕入先	仕入日時

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊

新発田駐屯地業務隊長 殿

「令和6年度陸上自衛隊新発田駐屯地夏まつりに伴う野外壳店の設置及び経営の業務」の応募に関し、仕様書の定める業務を適正に履行できることを確約します。

本社（店）所在地

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人 ・ 個人

フリガナ

担当者氏名

電 話

F A X

会 社 概 要

1	会社の商号
2	所在地
3	代表者役職・氏名
4	設立年月日
5	資本金
6	役員及び従業員数
7	事業内容
8	営業所等の所在地（営業所が無い場合はその旨を記載）
9	会社沿革

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約書が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異義は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方としての不適切な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（注1）、政治活動標ぼうゴロ（注2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

注1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

注2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不当な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

陸上自衛隊

新発田駐屯地業務隊長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

